

委任状

トラストアップ株式会社（“委任者”）は、東京都に事務所を有する Kollect パートナーズ法律事務所の弁護士渥美優子を真正かつ適法な代理人と定め、委任者のために下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 委任者による、日本の金融商品取引所に上場され、または店頭登録している会社の株券等の保有に関し、金融商品取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出（その修正、補追または変更を含む）（以下「報告書」という。）ならびに当該報告書の写しの送付
2. 上記の権限の全部または一部につき、復代理人を選任すること。

委任者は、上記代理人が、委任者が報告をすべき一切の事項に関して委任者が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを許可し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、委任者は、2024 年 9 月 19 日、本委任状に証書として署名、交付した。

トラストアップ株式会社により証書として署名、捺印交付された

（署名）

会社名：トラストアップ株式会社

住所：東京都中央区八重洲一丁目 4 番 16 号

東京建物八重洲ビル 3 階

代表取締役 鈴江正幸

